

# 情報 かわら版

## 学校給食調理業務委託人を募集

学校給食の調理業務を行う委託人を次のとおり募集します。希望者は、採用試験申込書(枕崎市立学校給食センター備え付け)を枕崎市立学校給食センターへ提出してください。

**募集人員** 1名  
**応募資格**  
 ①市内に居住している方  
 ②昭和21年4月2日から昭和61年4月1日までに出生した方で、心身とともに健康な方  
 ③平成18年7月10日から勤務できる方  
**選考方法** 筆記試験・面接試験・健康診査(公的病院の健康診断書提出※合格者のみ)  
**応募締切** 平成18年6月30日(金)  
**午後5時15分までに必着**  
 ※その他詳しいことについては、枕崎市立学校給食センター(TEL72-3145)へお問い合わせください。  
 なお、採用試験の日程等については、後日応募者に連絡します。

**市立病院の業務委託人を募集**  
 市立病院の業務委託人を次のとおり募集します。希望者は、採用試験申込書(総務課備え付け状写し添付)を総務課人事行革係に提出して下さい。

**応募締切** 平成18年6月30日(金)  
**午後5時15分までに必着**  
 ※その他詳しいことについては、枕崎市立病院(TEL72-30303)へお問い合わせください。  
 なお、試験の日程等については、後日応募者に連絡します。

**市立病院の業務委託人を募集**  
 市立病院の業務委託人を次のとおり募集します。希望者は、採用試験申込書(総務課備え付け状写し添付)を総務課人事行革係に提出して下さい。

**青少年のための芸術鑑賞事業  
～バレエへの招待～公演**  
 世界の踊りやバレエの名場面を紹介する「バレエへの招待」を開催します。青少年のための芸術鑑賞事業として実施しますが、一般の方々の席もありますので、華麗な踊りをこの機会には非ご鑑賞ください。多数のご来場をお待ちしています。

**日時** 6月22日(木)午前10時開演  
**会場** 枕崎市市民会館大ホール  
**入場料** 無料

**出演団体** 鹿児島県バレエ協会(白鳥バレエ本部)  
**プログラム構成**

第一部：バレエ教室(基本動作)  
 第二部：バレエコンサート(白鳥の湖など)  
 第三部：世界の踊り巡り(枕崎小の児童が出演)

第四部：ラ・シルフィードより『森の景』  
**主催** 県・(財)県文化振興財團・市教育委員会  
**問合せ** 文化課 TEL72-0170

**「枕崎少年少女合唱団」  
団員募集**

私たちの枕崎に「少年少女合唱団」が誕生します。皆さんの歌声で、枕崎から新しい風を起こしてみませんか。市内の小学生、中学生、高校生を対象に団員を募集いたします。

## 職種及び人員 看護師3名 応募資格

①看護師免許を有し、現在市内の医療機関に勤務していない健康な方  
 ②平成18年7月1日から勤務できる方  
 ③枕崎市立病院に通勤可能な方  
 ④枕崎市立病院に通勤可能な方

⑤看護師免許を有し、現在市内の医療機関に勤務していない健康な方  
 ⑥枕崎市立病院に通勤可能な方  
 ⑦枕崎市立病院に通勤可能な方  
 ⑧枕崎市立病院に通勤可能な方

⑨その他詳しいことは、枕崎市立病院(TEL72-30303)へお問い合わせください。  
 なお、試験の日程等については、後日応募者に連絡します。

**応募締切** 平成18年6月23日(金)  
**午後5時15分までに必着**  
 ※その他詳しいことは、枕崎市立病院(TEL72-30303)へお問い合わせください。  
 なお、試験の日程等については、後日応募者に連絡します。

**家庭児童相談室相談員を募集**  
 家庭児童相談室の家庭相談員を次のとおり募集します。希望される方は、採用試験申込書(総務課備え付け状写し添付)を総務課人事行革係に提出して下さい。

**応募締切** 平成18年6月23日(金)  
**午後5時15分までに必着**  
 ※その他詳しいことは、福祉事務所(TEL72-0170)へお問い合わせください。

**家庭児童相談室相談員を募集**  
 家庭児童相談室の家庭相談員を次のとおり募集します。希望される方は、採用試験申込書(総務課備え付け状写し添付)を総務課人事行革係に提出して下さい。

**応募締切** 平成18年6月23日(金)  
**午後5時15分までに必着**  
 ※その他詳しいことは、福祉事務所(TEL72-0170)へお問い合わせください。

**支給の対象者**  
 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。

○戦没者等の死亡当時のご遺族で、昭和21年7月2日以降に生まれた方、昭和21年7月3日から勤務できる方

②平成18年7月3日から勤務できる方、昭和21年7月2日以降に生まれた方

③戦没者等と生計関係を有していた方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。

○戦没者等の死亡当時のご遺族で、昭和21年7月2日以降に生まれた方、昭和21年7月3日から勤務できる方

④兄弟姉妹(1から4以外の三親等内の親族)

⑤1から4以外の三親等内の親族

⑥戦没者等の子(戦没者等の子)

⑦前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑧前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑨兄弟姉妹(1から4以外の三親等内の親族)

⑩前述3以外の①父母②孫③祖父母

## 援護係 (TEL72-1111 内線139) にお問い合わせください。 試験の日時、場所は後日応募者に連絡します。

このまま手続きがお済みでない戦没者等のご遺族の皆様へ

特戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回特別弔慰金)を支給

支給の対象者  
 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。

○戦没者等の死亡当時のご遺族で、昭和21年7月2日以降に生まれた方、昭和21年7月3日から勤務できる方

②平成18年7月3日から勤務できる方、昭和21年7月2日以降に生まれた方

③戦没者等と生計関係を有していた方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順番による先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。

○戦没者等の死亡当時のご遺族で、昭和21年7月2日以降に生まれた方、昭和21年7月3日から勤務できる方

④兄弟姉妹(1から4以外の三親等内の親族)

⑤1から4以外の三親等内の親族

⑥戦没者等の子(戦没者等の子)

⑦前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑧前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑨兄弟姉妹(1から4以外の三親等内の親族)

⑩前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑪前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑫前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑬前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑭前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑮前述3以外の①父母②孫③祖父母

⑯前述3以外の①父母②孫③祖父母

## 国民健康保険税の2割軽減申請の手続きを

合計所得金額が一定金額以下の場合は、軽減制度の種類は、7割・5割・2割があり、このうち7割・5割軽減について、自動的に保険税が減額されます。

しかし、2割軽減については、対象になる方の申請がなければ保険税が減額されませんので、必ず申請してください。なお、本年4月1日現在国保に入っている世帯で、該当すると思われる世帯には、保険税を送付しますので、7月18日上旬に申請書を送付してください。

※申請がなかつたり、申請日を過ぎると軽減が受けられませんので、ここで注意ください。また、申告がなつたり、所得申告をしないと受けられなくなる場合があります。所得申告がまだの方は6月中に申告してください。

※申告がなつたり、所得申告をしないと受けられなくなる場合があります。所得申告がまだの方は6月中に申告してください。

軽減の種類	軽減基準所得(前年中の所得)	申請必要
2割軽減	33万円+35万円×被保険者数(世帯主含む)	以下 不要
5割軽減	33万円+24万5千円×世帯主以外の被保険者数	以下 不要
7割軽減	33万円以下	不要

